

特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会
歯周インプラント認定医および歯周インプラント指導医に関する暫定制度施行
細則

第1条 この細則は、特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会（以下「学会」という）歯周インプラント認定医制度規則第3章第8条の規定に基づき、暫定期間中の歯周インプラント認定医および歯周インプラント指導医に関する審査、認定に関し必要な事項を定める。

第2条 暫定期間中は、以下の各号を満たすものに限り、歯周インプラント認定医審議委員会の審査と理事会の了承を経て、歯周インプラント認定医として本会から認定登録する。

- (1) 歯科医師の免許証を有する者。
- (2) 学会認定医である者。
- (3) 通算 5 年以上歯周治療およびインプラント治療にたずさわった者及びこれと同等以上の経験を有すると認められた者。
- (4) 歯周インプラント認定医の申請時において継続して 3 年以上の学会会員歴を有する者。
- (5) 年次大会・支部教育研修会への参加が 3 年間で 3 回以上である者。（年次大会を 2 回含む）
- (6) 学会歯周インプラント指導医 1 名の推薦がある者。
- (7) 歯周病患者 3 症例のインプラント治療に関する資料を提出した者。症例については、歯周インプラント認定医審査施行細則第 4 条第 1 項を準用する。ただし、暫定期間は中等度以上の歯周炎症例のみとする。
- (8) その他については、歯周インプラント認定医制度規則および歯周インプラント認定医制度施行細則を準用する。

第3条 暫定期間中は、日本歯周病学会歯周病専門医および理事会で認めた関連学会歯周病専門医である者は、以下の各号を満たすものに限り、歯周インプラント認定医審議委員会の審査と理事会の了承を経て、歯周インプラント認定医として本会から認定登録する。

- (1) 歯科医師の免許証を有する者。
- (2) 認定医制度施行細則第 3 条 3 項に準じて、本会認定医となった者。
- (3) 通算 5 年以上歯周治療およびインプラント治療にたずさわった者及びこれと同等以上の経験を有すると認められた者。
- (4) 歯周インプラント認定医の申請時において継続して 1 年以上の学会会員歴を有する者。
- (5) 歯周インプラント認定医の申請時において、年次大会 1 回、支部教育研修会 1 回以上参加している者。
- (6) 学会歯周インプラント指導医 1 名の推薦がある者。
- (7) 歯周病患者 3 症例のインプラント治療に関する資料を提出した者。症例については、歯周インプラント認定医審査施行細則第 4 条第 1 項を準用する。ただし、暫定期間は中等度以上の歯周炎症例のみとする。
- (8) その他については、歯周インプラント認定医制度規則および歯周インプラント認定医制度施行細則を準用する。

第4条 暫定期間中は、以下の各号を満たすものにより、歯周インプラント認定医審議委員会の審査と理事会の了承を経て、歯周インプラント指導医として本会から認定登録する。

- (1) 歯科医師の免許証を有する者。
- (2) 学会指導医である者。
- (3) 通算 5 年以上歯周治療およびインプラント治療にたずさわった者及びこれと同等以上の経験を有すると認められた者。
- (4) 歯周インプラント認定医の申請時において継続して 3 年以上の学会会員歴を有する者。
- (5) 年次大会・支部教育研修会への参加が 3 年間で 3 回以上である者。(年次大会を 2 回含む)
- (6) 歯周病患者 3 症例のインプラント治療に関する資料を提出した者。症例については、歯周インプラント認定医審査施行細則第 4 条第 1 項を準用する。ただし、暫定期間は中等度以上の歯周炎症例のみとする。
- (7) その他については、歯周インプラント指導医制度規則および歯周インプラント指導医制度施行細則を準用する。

第5条 暫定制度の期間内に歯周インプラント認定医の申請をする者は、以下の各号に定める歯周インプラント認定医申請書類を歯周インプラント認定医審議委員会に提出しなければならない。

- (1) 学会認定医認定証（写し）
- (2) 歯周インプラント認定医認定申請書（様式 1-2）
- (3) 歯周インプラント認定医資格審査表（様式 2-2）
- (4) 履歴書（様式 3）
- (5) 歯科医師免許証の写し
- (6) 歯周インプラント指導医 1 名の推薦書（様式 4-2）
- (7) 歯周インプラント認定医申請患者一覧：3 症例（様式 5-2）
- (8) 歯周インプラント指導医の検印を受けた治療に関する資料（様式 6-2、様式 7）
- (9) 歯周インプラント認定医認定申請料（郵便振替払込金受領証のコピー）

第6条 暫定制度の期間内に歯周インプラント指導医の申請をする者は、以下の各号に定める歯周インプラント指導医申請書類を歯周インプラント認定医審議委員会に提出しなければならない。

- (1) 学会指導医認定証（写し）
- (2) 歯周インプラント指導医申請書（様式 1-3）
- (3) 業績目録。論文（様式 3-1）、学会発表（様式 3-2）、学会における活動、地域歯科保健における活動（様式 3-3）
- (4) 歯周インプラント指導医推薦書（様式 4-3）
- (5) 認定医制度指導医生涯研修記録簿
- (6) 歯周インプラント指導医申請患者一覧：3 症例（様式 5-3）
- (7) 治療に関する資料（様式 6-3、様式 7）
- (8) 履歴書（様式 8）
- (9) 歯周インプラント指導医認定申請料（郵便振替払込金受領証のコピー）

第7条 歯周インプラント認定医審議委員会による認定医審査は、原則として毎年 1 回実施

し、特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会は3ヵ月前までに歯周インプラント認定医審査の公示を行うものとする。

第8条 この暫定制度は、本制度の発足の日から平成29年3月31日に限り運用される。但し、認定医制度施行細則第3条3項に準じて本会認定医となった者で、平成26年9月以降に本会会員となったものに関しては、暫定期間を平成30年6月30日まで1年間延長する。

第9条 この制度の施行に関わる諸手数料を次のように定める。

1. 認定申請料 2万円
2. 登録料 4万円

第10条 この細則の変更は理事会の承認を経て、総会での報告を必要とする。

附 則

本施行細則は、平成25年6月15日から施行する。

本施行細則は一部改正し、平成26年5月18日から施行する。

本施行細則は一部改正し、平成26年9月7日から施行する。

本施行細則は一部改正し、平成27年3月15日から施行する。

本施行細則は一部改正し、平成27年7月18日から施行する。